

當期間ハ八管ノ日ヨリ之ヲ起算シ一年六月トス

三補助衛生兵 三月

第三十五條 兵役法第十九條ノ規定ニ依ル服役期間

ノ延長及其ノ解止ニ関シテハ主務大臣臨時之ヲ定ム

但シ航宙中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキノ海軍兵ノ

服役期間ノ延長及其ノ解止ハ鎮守府司令長官之ヲ

為スコトヲ得

時機切迫シ主務大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ヲ待
テ難キ場合ニ於テハ第百十八條第一項ニ掲グル者ハ
其ノ部下ノ者ニ對シ必要ノ期間ヲ限リ服役期間ノ延
長ヲ專行スルコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ事實ヲ具
シ速ニ主務大臣ニ報告スベシ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

退還手紙(返)

記帳濟 (印)

發信者名	受信年月日時	處分結果
茂兄島縣警署參事	昭和七年七月九日 前 時 分 受	
受信者名	決裁月日時	施行顛末
警保局長	月 日 後 時 分 決裁	
返信月日時	月 日 後 時 分	電話電報
受信者名	取扱者印	

警保局長

圖書課長

事務官

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞記事取締一件

北支ニ於ケル日支衝突ニ関聯シテ警備隊

日 務 官

滿期兵隊隊ヲ延期ス記事掲載ニ付懇談

中ナル又單ニ兵隊延期ノ旨ノ記事ハ悉

止事項ニ抵触スルヤ指彈ヲ乞フ追テ取

締ノ統一ヲ期スル要ナルニ付存念。

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數 字	類 種
	午 後前	午 後前	1	カ コ ク ケ	1 5 0	官 報
	時 二	時 五	號	局	字	

定指 人 信 受

番 着

時 日

務 内

12. 7. 9

信 務

由

新 時 分 報

カ
コ
ク
ケ

1
5
0

官
報

字

局

號

時
五

時
二

午
後前

午
後前

信着

付受

號番

局 信 發

數 字

類 種

事 記

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電報 各殖民地		月 日 前後 時 分	

發信者名

受信年月日時

處分結果

受信者名

昭和 年 月 日 前後 時 分 受

施行艱末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時 月 日 前後 時 分 電報
受信者名 取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

野原 佐崎

(電報譯文) (電話聽取書)

差出通達書之附片

南越 司 署 東 分 口 少 名 縣 入 差 通 達 書 見 狀 提 查 以 一

通 一 之 存 也

記帳濟

(印)

記

沖野川

(野山)

午夜四時五分

塚玉

(修善)

四時廿五分

柳木

(志鳥)

四時五分

瓦塚

(白土)

四時五分

追々 山形縣 山形市 山形市 山形市

柳木 是子 既 既 本 有 月 一 毛 取 接 受 已

柳 木 之 葉 也 殘 葉 一 山 梨 木 葉 亦 詳 馬 之 行 也

子 子 配 中 有 白 色 球

七月八日退營延期ヲ命ゼラレタル部隊

廣島第五師團

熊本第六師團

姫路第十師團

善通寺第十一師團

京都第十六師團

七月九日解除ヲ命ゼラレタル部隊

善通寺第十一師團

京都第十六師團

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

廣東局

受信年月日時

昭和七年七月十日 前
後 時 分 受

處分結果

受信者名

警保局長

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時
月 日 前後 時 分
受信者名
取扱者印
電話
電報

警保局長

圖書課長

呈上回報

事務官



供覽



理事官



(電報譯文) (電話聽取書)

高檢二〇五

退答延期又八其、解除ノ命令ヲ受ケタル部

記帳濟 (印)

隊址ニ之ヲ推知セシムルカ如キ事項(隊隊状況等)

竊矣ヲ含ムハ一切新聞通信雜誌等ニ掲載セサ

ル様者奔行責任者ニ不違相成度領事館管内

ニ於テモ同様御所慮ヲ以テ

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類種
	午後 一 時 一 分	午後 一 時 一 分	五 二 號	カ ニ ト シ 局	九 三 字	官 報
〰 〰ヨ 五ヲ 七ケ 〇 〰ト 〰ヨ ハ 〰 〰	〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰	〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰	〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰	〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰	〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰	受 信 人 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰 〰
				定指	〰	
				番着	〰	
				〰	〰	
				〰	〰	



區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電報) 各殖民地		月 日 前後 時 分	

發信者名

朝鮮總督府

受信年月日時

昭和12年7月9日 前9時50分受

處分結果

受信者名

局長

決裁月日時

7月9日 前11時0分決裁

施行顛末

返信月日時
受信者名
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞紙及出版物取締子務力

本日新聞
通信雜誌發行地所轄道知子二封已

記帳濟 (印)

左ノ通リ通牒セリ

退營延期又ハ甚ク解除ノ命令ヲ受ケタリ

部隊甚ク之ヲ推知セシムル如キ事項(陳隊)

状況等ノ應事ヲ令ス(一切新南通信雜誌等)

之掲載セザルヤウ貴局下各業行責任者ニ

警告相成文

B

(B)

丙

28

施行

7月

10日

終

主 管 局 號 及 付 受 日 月

第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日

案 起

昭 和 十 二 年 七 月 九 日

主 任

警 保 局 長



圖 書 課 長



事 務 官



第 一 案 理 事 官



年 月 日 警 保 局 長

警 視 總 監 宛
各 廳 府 縣 長 官

(除 東 京 府 知 事)

新 聞 記 事 差 止 事 項 整 理 之 关 係 件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

二八

亦今左記新聞記事差止事項ハ自然消

滅ニ附シタルモノニ付右御令、上先例ニ據リ

適宜御處理相成度

追而今回ハ（整理事項少數ナルニ依リ）新聞記事差止関係事項調

改訂印刷ヲ為ササルモノニ付（第）併セテ御令相成度（置キ）

記

一、昭和十一年九月二十五日附

憲兵ヲ支那ニ派遣スル件ニ关スル件

示達

一、昭和十二年五月七日附

四月下旬サハ^満東部國境ニ於ケル日本人越境事件ニ关スル件

示達

内務省

第二案

年月日

內務省警保局長

朝鮮總督府警務局長

台灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳長官

宛

新聞記事差止事項整理ニ关スル件

標記ノ件ニ付本日各地方長官宛別紙字ノ通

通牒殺候條此段及通牒候

第一案字添付

第三案

年月日 内務省警保局図書課長

陸軍省新聞班長

外務省情報部部長

拓務省警務課長

対滿事務局行政課長

東京都市通信局土肥事務官

宛

内務省

憲兵司令部永決少佐

「ハルビン」宮田内務事務官

「上海」北村内務書記官

新聞記事差止事項整理ニ关スル件

標記ノ件ニ关シ本日各地方長官宛別紙字ノ通通

牒相成候條此段及通報候

第一案字添付

理財司
金融課長

新聞記事差止事項整理ニ关スル关系各省回答要旨

照會省	差年月日	差止件名	差止種別	回答要旨
大藏省	七、一、八	弗統制賣始未ニ关スル件	示達	尚暫ク存續方亦配慮煩度 三、七、九回答(金融課長)
陸軍省	一〇、二、一三	滿洲ニ於テル白系露人、移住計畫等 <small>ニ关スル件</small>	示達	存續希望 尚他ノ差止事項ト共ニ東東軍其、 他ト照会、上末期整理、除全般 的ニ考慮致度
〃	八、〇、二六	滿洲口ニ於テル交通口防関稅ニ关スル件 <small>内、関稅ニ关スル事項</small>	示達	
〃	二、一、二〇	内蒙古ノ自治乃至其ノ独立ニ关スル件	示達	
〃	二、九、二五	憲兵ヲ及那ニ派遣スル件ニ关スル件	示達	自然消滅ノ取扱相成度 以二、二、七、二回答(和特)
〃	一、三、五、七	蘇滿東部國境ニ於テル日本人越境 <small>事件ニ关スル件</small>	示達	

備差止事項整理ニ关シ 六月二十九日关系各省一電話照会シ置キタル所

前記ノ通回答アリ

内務省

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

陸軍省新聞班

受信者名

林有子

受信年月日時

昭和五年八月二日 午前十一時 分受

決裁月日時

決裁月日時

處分結果

施行顛末

返信月日時
月 日 前後 時 分
電話
受信者名
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

供覽

(電報譯文) (電話聽取書)

新聞記事 著者 整理 方針 回答

記帳濟

(印)

事務官

六月二十日奉准，以中興會相所上陸軍省與原新報
事，呈上事項，整理之案，呈上右記二件，自是兩報，取報之
概，可也。少整理相也。

記

一、昭和五年九月三十日呈上

空軍部支那之派遣二件

二、昭和五年五月廿日呈上

蘇海東部國境之荒名日在越境事件

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	中尾	7月11日 前 11時18分	夏目	
大阪府電話	西尾	"月"日 前 11時55分	大石	
愛知縣電話	福賴	"月"日 前 11時35分	大石	
各廳府縣(各殖民地)電報		月 日 前 時 分		
東京遞信局電話	芦澤	"月"日 前 11時55分	大石	

甲乙ノ種別

丙

29

案起 昭和十七年七月十一日 局受 月第 日號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長

施行 月 日

主查 圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監

各廳府縣長官(除東京府知事)

宛

新聞記事

取

締

二關スル件

今次北支問題ニ関シ所要部隊ニ動員令ヲ下

九

事務官

區分 受信者名 發信月日時 取扱者名

香	川	誅長	午前	11時	47分	夏	日
福	岡	伊藤	午後	1時	5分	夏	日
地	海	藤田	午前	11時	39分	夏	日
衾	幸	佐藤	午後	1時	11分	夏	日
崎	玉	佐藤	午後	1時	21分	夏	日
山	梨	原	午後	1時	23分	夏	日
千	栗	内田	午後	1時	30分	夏	日
柳	木	渡辺	午後	1時	39分	夏	日

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

ニ九

令セラレ^ルル^ル場合 右ハ昭和六年九月二十二日附通

牒ノ軍事機密記事差止ニ^ス牒觸スルモノニ^テ右

ニ关スル記事ハ

干關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

干關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ^{警告}相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ^{注意}相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
北野兵衛宮	坂	午後 11時 44分	夏目
	早川	午後 11時 26分	夏目
	田中	午後 11時 40分	大石
	坂	午後 11時 45分	大石

追而動員矢係存具ニ在リテハ此ノ際特ニ前記差

止事項ノ嚴守方各社ニ徹底セシメ記事取締上邊

憾ナキヲ期セラレタシ

尚本通牒ハ外字新聞社ニハ通達セザル様取扱相

成度

各植民地宛電報案

本日各地方長官宛

今次北支問題ニ関シ所要部隊ニ動員令ヲ下令セラル

ル場合右ハ昭和六年九月二十二日附通牒ノ軍事機

密記事ニ上ニ牴觸スルモノニ付嚴重記事取締方

通牒セリ為念

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	中尾	7月11日 午前4時35分	夏目	
大阪府電話	西王	7月11日 午前4時20分	米良	
愛知縣電話	天野	7月11日 午前4時15分	夏目	
各廳府縣各殖民地)電報		7月11日 午前4時 分		
東京遞信局電話	芦澤	7月11日 午前4時45分	大石	

案起

昭和十二年七月十一日

付局受

月第

日號

局送

月

日

30

決判

月

日

文書課長

施行

7月

12日

大臣
次官
警保局長
主查圖書課長
事務官
理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事)
一宛

新聞記事 差止 二關スル件

支那方面ニ於ケル海軍兵力ノ行動及所在ニ



議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

三

ヲ推知セシムルガ如キ事項ト虽モ
 关スル記事ハ海軍省ヨリ發表スルモノノ外之

上關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

上關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

追而本差止ハ外字新聞社ニハ通達セザル様取

扱相成度

内務省

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

官房機密第二五〇七號

昭和十二年七月十一日

内務省警保局 御 中

海 軍 省 副



新聞記事差止ニ關スル件照會

支那方面ニ於ケル海軍兵力ノ行動及所在ニ關スル記事ハ海軍省ヨリ發表
スルモノノ外右事項ヲ推知シ得ベキ事項ト雖一切新聞紙ニ掲載セザル様
御取計相成度

(終)

海 軍

(本田納)

圖書課長

事務官

理事官

大臣、次官、局長宛報告案

記事差止ヲ為シタル理由

海軍省依頼

北支事変ニ対知スル為メ我海軍ニ於テハ所要兵力ヲ有明灣

其ノ他ニ集結待機中ナルガ右事實ヲ報道セラルルニ於テハ作戦

行動上重大ナル障害ヲ生ゼシムル虞アルニ因リ軍機保持ノ為メ本

件記事差止ヲ為シタリ

其ノ旨ニ準テ...

...

...

...

...

...

...

...

...

丙

月送受及號局議合									日月付受及號局管主
第	第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	

案起

昭和十二年七月十二日

施行

月

日

主任



局長

圖書課長

事務官

理事官

年月日

差止内示第九号

警視庁検閲課長

各片并縣特高課長

宛

新聞記事差止事項内容内示ニ关スル件

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

本月十一日附通牒ノ支那方面ニ於ケル海軍兵力ノ行動
 及所在ニ关スル記事差止ノ内容内示事項ハ 零年九
 月二十五日附差止内示第十七号ト大体同趣旨ニ
 付御参照相成度

内務省

差止内示第十七號

昭和十一年九月二十五日

内務省警保局圖書課長

参照

警視廳檢閱課長殿
各廳府縣特高課長殿

本月二十四日附通牒ノ支那方面ニ於ケル海軍兵力ノ行動及所在ニ關スル
記事差止ノ内示事項左記ノ通ニ有之候

記

本件ハ全部差止ニシテ一切ノ事項ノ掲載ヲ差止メタルモノナルモ目下ノ
情況下ニ於ケル取締ノ重點概ネ次ノ如シ

一、新規増強兵力ニ關スル

イ、配備狀況

兵力ノ綜合的配備ヲ圖、表其ノ他ニ依リ明示シタルモノ
單ニ一部隊ノ配備ノ狀況ト雖モ其ノ所在及兵力等ヲ明示シタルモノ
ノハ取締ヲ要ス

例ヘバ「漢口に陸戰隊何中隊（若ハ何百名）が駐屯す」又ハ「陸
戰隊は漢口日本人俱樂部を根據として警備の任に着いた」
等ト云ガ如シ

但シ斷片的、局部的ナル警備ノ狀況

例ヘバ「關北にはクリークに對して高射砲、機關銃、装甲自動車
等ガ据付けられ一方の要地を護つて居る」又ハ「新公園に

面した廣場には四、五名の着剣の水兵が支那人を呼び止め
て身体検査をしてゐる」

等ハ差支ナシ（高射砲、機關銃等ノ裝備ノ内容ハ臺數ヲ示サザル
限り通常裝備ニ關シテハ差支ナキモ通常裝備ニ非ザルモノ例ヘバ
飛行機ノ配備等ハ取締ヲ要ス）

局部的ナル警備狀況ト雖モ連記的又ハ併記的ニ依リ兵力ノ配備狀
況ヲ推知セシムルモノハ取締ヲ要ス

ロ、異動狀況

出發地及其ノ日時、通過地及其ノ日時、目的地、到着地及其ノ日時
等

例ヘバ「陸戰隊の一部（若ハ何百名）ガ上海より漢口に異動した」

又ハ「陸戦隊は本日何地に向つた」等ノ如シ

三、既駐兵力ニ關スル

イ、配備狀況

各艦船ノ綜合的配備ヲ圖、表其ノ他ニ依リ明示シタルモノ
單ニ一艦船ノ配備ト雖モ艦船名、所在ヲ明示シタルモノハ取締ヲ

要ス

例ヘバ「何艦は何港に在る」等ノ如シ

陸戦隊ニ關シテハ前項説明ノ通

ロ、異動狀況

出發地又ハ港及其ノ日時、通過地及其ノ日時、目的地、到着地又ハ
港及其ノ日時

例へバ「軍艦何々は本日午前何時上海を抜錨して何々に向つた」

又ハ「軍艦何々は今朝何々港に到着警備に就いた」等ノ如
シ

追而本件ハ支那方面ニ於ケル海軍兵力ニ關スルモノニシテ内地ヨリ支那
方面ニ派遣セララル艦船部隊竝ニ航空機ニ關スル記事取締ハ客年十一月
十二日附記事差止ニ依リ取締ルモノニ付爲念

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

發信者名

關東局警務局長

受信年月日時

昭和12年7月11日 前11時10分受

處分結果

受信者名

局長

決裁月日時

月 日 前後 時 分 決裁

施行顛末

返信月日時
受信者名
月 日 前後 時 分 電話
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高檢、二〇三

支那方面ニ於テハ海軍兵力ノ行動

記帳濟

(印)

及此亦在之國之記事人海軍者ヨリ

發表スルモノノ外之ヲ推知セシムルカ如

キ事項トシテ一切新聞通信雜誌

等ニ掲載セシムル様各發行ノ責任者ニ

示達相成度

追而本件ノ外字新聞紙ニ對シテハ

通達

七廿二機師取扱相成後

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電報 各殖民地電報		月 日 前後 時 分	

字



發信者名	受信年月日時	處分結果
乾新沼野 子付	昭和五年二月二日 前後 時 分 受	
受信者名	決裁月日時	施行顛末
子長	月 日 前後 時 分 決裁	
警保局長		
圖書課長		
事務官		
理事官		
(電報譯文) (電話聽取書)		
新中 院 及 出 物 取 係 子 長		
大 口 野 中 通 信 社 法 政 日 地 防 範 道 車 二 結 之 左 邊 之 際 等		

記帳濟

(印)

日 務 官

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	中尾	7月11日 前午後4時35分	夏目	
大阪府電話	西王	"月"日 前午後4時20分	米良	
愛知縣電話	天野	"月"日 前午後4時15分	夏目	
各廳府縣(各殖民地)電報		月日 前午後4時分		
東京遞信局電話	芦澤	月日 前午後4時45分	大石	

甲乙ノ種別
丙

案起

昭和十一年 〇月 〇日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

31

主查圖書課長

警保局長了

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事取

締

ニ關スル件

今次北支問題ニ關シ内地港灣ニ於ケル海

其他

石川 (小坂)	往 4時 5分	米良
新潟 (船形)	往 4時 45分	夏目
京都 (泉)	往 4時 10分	佐々木
長崎 (田原)	往 4時 25分	夏目
北海道 (稚田)	往 4時 28分	森
兵庫 (因本)	往 4時 35分	米良
彦根 (真名部)	往 4時 35分	佐々木

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月月	月月	月月	月月
日日	日日	日日	日日

軍艦船^{部隊}行動ニ付テハ昭和十一年十一月十二日附

通牒ノ中華民國國ニ派遣セラルベキ海軍艦船部

隊等ニ关スル記事差止ニ抵触スルモノニ付

本園不^レ記事一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ未達相成度

本園不^レ記事之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ^{警告}懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

福国 (松原)	往 4035分	毒
宮城 (佐賀)	往 5020分	米良
神奈川 (佐賀)	往 4040分	夏目
香川 (熊本)	往 5030分	米良

追而本通牒ハ外字新聞社ニハ通達セザル
 標取
 扱相成度

内務省

第一電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	東京	7月13日 前6時14分		東京 6時15分 百野
大阪府電話	大阪	7月13日 前6時40分		大阪 6時20分 大友
愛知縣電話	西岡	7月13日 前6時30分	夏目	名古屋 6時25分 本田
各府縣各殖民地電報		月 日 前 時 分		
東京遞信局電話	北澤	7月13日 前6時15分		東京 6時40分 陶

甲乙ノ種別
乙

案起

昭和十七年七月十三日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

理事官

大臣

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各府縣長官 (除東京府知事) 一宛

新聞記事

差止

二關スル件

今回ノ事變ニ關スル動員、派兵及之ニ

北地 7.13 6時50分
 217 東野 7.13 6時50分
 野好 村井 7.13 6時50分
 初子 田口 7.13 6時50分

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

伴ノ部隊、人馬、器材等ノ移動並ニ之ヲ
 推知セシムルガ如キ記事、字真ハ陸軍省
 發表以外

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

上海の支那兵

内務省

支那兵土之對之増兵之件、一切ノ事項、之ヲ推知

セシムベキ記事、字、真ハ軍機、柱ノ作、最上ノ機密ニ屬スルヲ

以テ陸軍省表以外一切

丙

合議局號及受送月									主管理局號及受付月日
第	第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	

起案

昭和十二年七月十三日

施行

夕月 10日

主任



局長

圖書課長

事務官赤羽

理事官



年月日

差止内示第一〇号

内務省警保局圖書課長

警視庁檢閲課長

宛

各庁府縣特高課長

新聞記事差止事項内各内示ニ關スル件

事ト雖モ嚴重取締ヲ要ス

二、差止ノ文意並ニ取締要旨

一、勅諭ニ關スル事項ニ付テハ昭和六年九月二十二日付通牒

ノ軍事機密記事差止事項第一項ニ依リ、既ニ差止中ノ

事項^{（事項）}モ此ノ際特ニ報道機關ノ注意ヲ喚起スル為メ重ク

テ茲ニ明示シタルモノナリ、後テ之カ取締ニ付テハ従前ノモノト

同様軍ナル風貌又ハ謀報ト云モ尚モ勅令ニ附聯ス事也

取締ヲ要ス

(目的地トハ北支ヲ云フ但シ内地等ヨリ派兵ヲ規知セシムルキ上陸ニ関スル記事字真ハ取締ヲ要ス)

2. 派兵トハ本邦内地ヨリ部隊編制ノ上目的地到着迄ヲ

現駐地ヨリ

指揮ス

本實在

尚茲ニ所謂派兵トハ個々ノ部隊ノ行動ヲ指揮スルモノニシテ

内閣若ハ政府首腦者ノ声明等ニ於テ或ハ一般言論機關

ノ論調等ニ於テ國家ノ方針、態度等ヲ表示又ハ論議ス

場合一般論的ニ派兵若ハ出兵ヲ云為スルモ大体不同ニ

抽象的

附スレ見込

3. 之ニ伴フレトハ動員及派兵ノ双方ニ關係スルモノナリ

4. 人馬トハ動員又ハ派兵ニ伴フ單人、軍屬其ノ他ノ要員

並ニ馬匹等ヲ指称スルモノニシテ例ハ動員關係官ノ

但人應召ノ狀況

動靜、報告員、連絡員等ノ進退又ハ軍所要ノ人夫馬匹

動靜

等ノ做發ニ關スル事項ハ取歸ヲ要ス

六、[「]茲[」]我トハ兵器、彈藥、糧秣、衛生材料其ノ他ノ軍需品又ハ

輸送用船舶、列車等ヲ指稱スルモノニシテ之^ハ準備、運搬

等ニ關スル事項ハ取歸ヲ要ス

六、之ヲ推知セシムルガ如キ事項トハ苟クモ前各項ノ事項ヲ暗示

又ハ推測セシムルガ如キ事項ノ一切ヲ總括スルモノニシテ例ヘバ

出動將兵ト家族ノ面會、送別會、市町村長、國防婦

人會員等、慰問、驛等、見送等ニ關スル事等ハ取締ヲ

要ス

昭和六年九月二十二日付通牒ノ軍事機密記事差止トノ關係

昭和六年九月二十二日付通牒ノ軍事機密記事差止事項要

一項ニ於テハ軍ノ行動中將來ニ且ル企圖、計畫ヲ差止メタルモ

ノレテ後ヲ過去ノ事實ニ關シテハ掲載支障^{カリシ}モ其ノ差止ニ

於テハ現在又ハ将来ニ關スル事項ハ勿論過去ノ事實トモ
出發後目的地到着迄ノ行動ハ

一切記事掲載ヲ差止メタルモノナリ

又、上差止ハ前記ノ如ク部隊カ ^{目的} 目的地到着迄ノ事項ニ關シ記

事掲載ヲ差止メタルモノニシテ部隊カ ^{目的} 目的地到着後ニ於テハ昭和

六年九月二十二日附差止ニ依リ記事取締ヲ為スルトス後

ソテ例ハ現地ニ於ケル過去ノ戦況等ニ付テハ軍隊ノ編制

他ノ記事差止ニ概觸セサル

裝備ノ内容等 ~~ノ~~ 限リ掲載支障ナシ

内務省警保局圖書課 赤羽事務官

朝鮮總督府警務司圖書課長

台湾 保安課長

樺太庁警察部 高等課長

上海總領事館 北村事務書記官

別紙新聞記事差止事項御参考迄、及送付候

尚本書類ハ差止事項ノ内容ヲ説明シタルモノニ有之内地ニ

於テハ極メテ嚴秘ノ取扱ヲ致シ居リ候ニ付右御含メノ上貴官

限り御参考ニ供セラル度為念申候

内務省警保局圖書課

赤羽事務官

朝鮮總督府警務局圖書課長

臺灣

保安課長

樺太廳警察部

高等課長

上海總領事館

北村内務書記官

別紙新聞記事差止事項御參考迄ニ及送付候

尙本書類ハ差止事項ノ内容ヲ説明シタルモノニ有之内地ニ於テハ
極メテ嚴秘ノ取扱ヲ致シ居リ候ニ付右御含ミノ上貴官限りノ御參
考ニ供セラレ度爲念申添候

内務省

圖書課長

事務官

理事官

大臣、次官、局長宛報告案

記事差止ヲ為シタル理由

陸軍省依頼

軍隊ノ動員又ハ派兵等ノ記事取締^{ニ関シ}ニ付テハ 昭和六年九月二十二日

附通牒ノ軍事機密記事差止ニ依リ記事取締ヲ為シツアルモ

スルモノニシテ

右ハ主トシテ將來ノ企図計画ニ関リ記事掲載差止ヲ為シタル也

1 今回ノ事変ニ於ケル^ガ派来^カ如ク^カ軍ノ作戦行動^カ厳秘^カ
上派兵其ノモノヲ

2 附スル

ヲ要知^ルモノニ在リテハ前記差止ハ事態ニ即セザルモノア^ルルニ依リ

茲ニ改メテ本件記事差止ヲ爲シタリ

大原武吉 池田武敏 坂本武敏

四ノ...

差止（十二）第三十二號

昭和十二年七月十三日

內務省警保局長

警視總監殿
各廳府縣長官殿

新聞記事差止ニ關スル件

今回ノ事變ニ關スル動員、派兵及之ニ伴フ部隊、人馬、器材等ノ移動並ニ之ヲ推知セシムルガ如キ記事、寫眞ハ陸軍省發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電 各殖民地報		月 日 前後 時 分	

發信者名
熊本縣

受信年月日時
昭和十五年七月二十日 午後 時 分受

處分結果

受信者名

決裁月日時

施行顛末

圖書課長

月 日 前後 時 分決裁

返信月日時
受信者名
月 日 前後 時 分
取扱者印
電話電報

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

六師團動員(五ノ一)一萬名(五ノ三)五

記帳濟 (印)

百名 (一四、二) 四十名

十二師團勤務 (一〇、一) (一一、一) (一一、四)

ニ千五百名 二十七日午後二時四十分下令

サレタリ 治安の現状異常ナシ。



紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	種類
	午 後前	午 後前	四 〇 八 號	ワ シ ト 局	四 六 字	官 報
コ カ ニ ロ ヒ ハ オ オ カ	フ カ ニ ロ ヒ ハ オ オ カ	、 カ 、 、 ト 、 、 、 、 、	、 カ 、 、 ト 、 、 、 、 、	カ カ ハ ヨ ウ カ カ カ カ カ カ	定 指 番 着 附	受 信 人 ト カ ヨ カ ヨ



 12.7.28
 東京 郵便局

紙 達 送 報 電 用 省 務 內

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數 字	類 種
	午 後前	午 後前				官 報
	時	時				
	分	分	號	局	字	
				定指	人 信 受	
<div style="text-align: right; padding-right: 20px;"> <p>抄、</p> <p>ヨ 一</p> <p>ア 七</p> <p>一 七カ</p> <p>ク 少</p> <p>ト 七</p> <p>キ 一〇</p> <p>ク カ</p> <p>ク 七</p> </div>						
				番着		
				附	日	
						
				附	日	

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	柳沢	8月15日 前 8時50分	大丸	山形 小野山 9.30
大阪府電話	西友	9月4日 前 9時 分		石川 河村 9.15
愛知縣電話	福山	8月20日 前 8時50分		宮城 佐藤 9.30
各府縣電報 各殖民地	大丸	8月25日 前 8時55分		左島 君村 9.10
東京遞信局電話	先取	9月30日 前 9時30分		折原 設樂 11.

香川 井上 10.
北梅道 甲井洋 10.10
豊安司 乙部 1.00
種別

33

決判	月	日	文書課長
施行	月	日	

案起 昭利十二年七月十五日 局受 月第 日號 局送 月 日

主查 圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各府縣長官 (除東京府知事) 宛

新聞記事

取 締

二關スル件

今回、事變ニ関スル記事差止ニ付本日

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	月
日	日	日	日

午後八時十分陸軍省ヨリ左記發表アリ
 追而右發表以外他々ノ部隊ノ行動等ヲ
 報道セザル様時ニ各社ニ注意相成度

上開ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 下開ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告注意相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

記

陸軍省発表

北支の現勢に鑑み本十五日内地より一部の部隊を派遣することに決せらる。

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

内務省

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	標沃	7月15日 ^{前後} 11時5分	三浦	宮兵衛 11.20 口 大 大
大阪府電話	西王	7月15日 ^{前後} 11時39分	9	
愛知縣電話	福山	7月15日 ^{前後} 11時6分	山	
各府縣各殖民地電報		7月15日 ^{前後} 11時20分	9	
東京遞信局電話	12	7月16日 ^{前後} 9時10分		

案起
 昭利十二年七月十五日
 局受
 月第
 日號
 局送
 月
 日

38
 決判
 月
 日
 文書課長
 施行
 月
 日

大臣

次官

警保局長

主查圖書課長

事務官

理事官

第一電報案

年 月 日

警視廳總監
各府縣長官(除東京府知事)宛

警保局長名

新聞記事差止一部解除ニ關スル件

昭和九年十二月二十八日附通牒ノ九四式復察

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

機及九五式戰鬥機之失スル記事差止中九四

式偵察機之限

上關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 上關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

三四

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

◎九四式偵察機採用

陸軍では九四式偵察機を今回正式に採用した
同機は全幅十二米、高さ三米、全長八米、全
備重量二、六百^百斤の輕快なもので發動機は空冷
式、五五十馬力一機で水平速度は毎時三百キ
ロ、上昇は三千米まで九分、上昇限度は成層
圏八千米である

九四式は既に古くより陸軍に於て使用され
来りたる之ノ一ツナリ今日に於ては神定保機
ノ新中央ニ在リ名實ノ性機者ヲ表
スルモノナリトシ今日正式に採用せん
一、向い 物も航空機ノ一種威ヲ失
ハズニ陸軍者ノ於てハ同盟
ヲ云ふ事也

陸軍省新編班長
昭和十六年正月
式書類ヲ送付
越ス

第十号
解除命令
即刻
十五、午在土府

内
務
省

神宮川
矢野

佐味
華白

7月17日 6時20分 若槻
6時40分

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話	和井	7月17日 6時0分	大石	
大阪府電話	西五	7月17日 6時10分	小長谷	
愛知縣電話	福賴	7月17日 6時50分	若槻	
各廳府縣各殖民地電報		7月19日 6時10分	大石	
東京遞信局電話	日下	7月17日 6時25分	大石	

甲乙ノ種別

乙

35

案起 昭和十二年七月十七日 局受 第 日號 局送 月 日

決判 月 日 文書課長

施行 七月十九日 携り

主査圖書課長

警保局長 事務官

大臣 理事官

次官

第一電報案

年 月 日 警保局長名

警視廳總監 宛
各廳府縣長官(除東京府知事)

新聞記事差止ニ關スル件

今後行ハルベキ金ノ現送ノ數量、金額發

三五

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	月
日	日	日	日

送日時及輸送船名ニ関スル記事ハ大藏省

發表以外

本關ナル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

本關ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東廳警務局長

樺太廳警察部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同ジ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電報 各殖民地		月 日 前後 時 分	

發信者名

關東局警務部長

受信年月日時

昭和12年7月18日 前11時10分受

處分結果

受信者名

警保局長

決裁月日時

7月18日 前1時30分決裁

施行顛末

返信月日時
受信者名
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) 電話聽取書

高檢 二二六

今後行ハルベキ金ノ現送ノ數量金額及送

記帳濟

(印)

日時及輸送船名ニ関スル記事ハ大藏省發表

以外一切新聞通信雜誌等ニ掲載セズ

採各責任者ニ示達相成度

領事館管内ニ於テモ同採御配慮ヲ乞フ

紙 達 送 報 電 用 省 務 内

事 記	信着	付受	號番	局 信 發	數字	類種
	午後 前	午後 前	五	三	九	官 報
	〇時	〇時	〇	二	二	
	五分	五分	四	五	二	
<p>五セソ ヲリ ヲ</p> <p>↑ ヲ ス ヌ ヲ ヲ 一 オ ケ</p> <p>ハ ル ソ ヲ ヲ ケ ヲ ヲ</p> <p>レ ヲ キ ヲ = ' + =</p> <p>ハ ビ ジ セ 中 キ ン ハ =</p> <p>ハ ン ジ ン ソ ル 大</p> <p>↑ 名 ハ × カ ヲ ベ、</p> <p>↑ ヲ オ イ オ ク ノ コ</p> <p>ハ 一 ヲ = ヲ ス キ ン</p> <p>ハ カ ヲ カ ビ ハ ヲ キ コ</p>	定指	人 信 受				
	番着	折 ヨ イ 木 子 ウ				
	時	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">省 務 内</p> <p style="text-align: center;">12. 7. 18</p> <p style="text-align: center;">電 信 局</p> </div>				

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電報 各殖民地電報		月 日 前後 時 分	

發信者名

東京總督府警務局長

受信者名

警務局長

受信年月日時

昭和12年7月17日 前11時50分受

處分結果

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分 決裁

返信月日時 月 日 前後 時 分 電話
受信者名 取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

借覽

針文紙及虫收物取締事務

記帳濟 (印)

內務省

本日は料子通信雜誌及び地斗籍道書等ニ付
左ノ通り通帳を
送る

今後行ハルベキ金ノ現送数量、金額、發送日

時及輸送船名ニ関スル記事ハ大抵右表表以外

一切新字通信雜誌等ニ掲載セサル様貴方

各社発行責任者ニ致スル相成及

圖書課長事務官事務官

大臣、次官、局長報告書

記事差止ヲ為シタル理由（大蔵省依頼）

内差止ハ時局ニ鑑ミ金ノ現送ノ安全ヲ確保スル為メ輸

送ニ関スル具体的事項ノ報道ヲ差止タルモノナリ

尚現局ハ目的地到着ト同時ニ大蔵省ヨリ当局談ノ

発表ヲ為シ過去ノ事實ニ関スル報道ヲ自由ナラシムル

答ナリ

務省

差止（十二）第三五號

昭和十二年七月十七日

内務省警保局長

警 視 總 監 殿
各 廳 府 縣 長 官 殿

新聞記事差止ニ關スル件

今後行ハルベキ金ノ現送ノ數量、金額、發送日時及輸送船名ニ關スル
記事ハ大藏省發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達
相成度

7月21日 10時45分 報
7月21日 10時35分 報

發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
7月21日 前夜 9時40分	末良	(I)
7月21日 前夜 9時50分	末良	
7月21日 前夜 9時55分	末良	
7月21日 前夜 10時5分	末良	
7月21日 前夜 10時0分	末良	

甲乙ノ種別

案起

昭和十二年七月二十五日

付局受

月第

日號

局送

月

日

決判

月

日文書課長

施行

月

日

36

大臣

次官

警保局長

主查圖書課長

事務官

理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事)

宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

今朝開原、四平街間ニ於ケル列車事故

科支

區

警 福

大 防

警 知

廳 殖

京

三六

内

務

省

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

六

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣電 各殖民地報		月 日 前後 時 分	

發信者名

吳東局警務部
昭和十一年七月三日
午前八時五分受

受信年月日時

處分結果

受信者名

決裁月日時

施行顛末

月 日 前後 時 分
決裁

返信月日時
月 日 前後 時 分
電話
受信者名
取扱者印

警保局長

圖書課長

事務官

理事官

(電報譯文) (電話聽取書)

高松 二三九

原

本朝開元、四平街間以於りる列車事故 12

事務官

記帳濟 (印)

關於此件係一切新聞通信雜誌等以揚裁之不可不
為履行責任者以系達相成後

總務局

圖書部

庶務部

郵政

印刷部

庶務部

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名
警視廳電話		月 日 前後 時 分	
各廳府縣(電) 各殖民地(報)		月 日 前後 時 分	

新聞紙及出版物取締事務

(電報譯文) (電話聽取書)

理事官

事務官

圖書課長

警保局長

局長

朝鮮總督府

發信者名

受信者名

受信年月日時

昭和12年7月2日 前後 10時5分受

決裁月日時

月 日 前後 時 分 決裁

處分結果

施行顛末

返信月日時 月 日 前後 時 分 電話
受信者名 取扱者印

記帳濟 (印)

內務省

本日新聞通信雜誌發行地所轄道知事ニ対シ左ノ通り
通牒セリ

本朝東京、四平街間ニ於ケル列車事故ニ関スル件ハ一切
新聞通信雜誌ニ掲載セザル様貴管下各發行責
任者ニ警告相成及